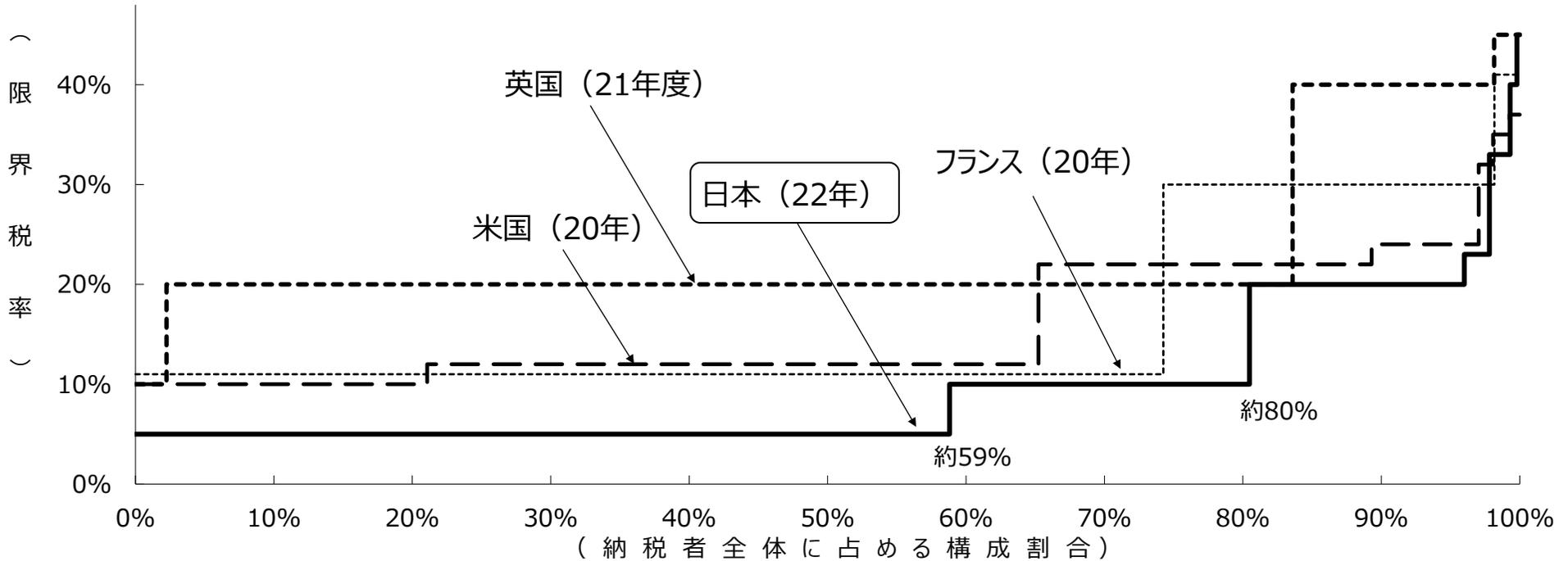


主要国における所得税の限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の比較

(2023年1月現在)

我が国の所得税の納税者においては、最低税率（5%）が適用される納税者が約6割を占め、8割強の納税者が適用税率10%以下。



限界税率		0%超～10%以下	10%超～20%以下	20%超
日	本（22年）	80%	16%	4%
米	国（20年）	21%	44%	35%
英	国（21年度）	2%	81%	16%
フ	ラ	0%	74%	26%
ン	ス（20年）			

(注1) 日本のデータは、令和4年度予算ベースの推計値である。

(注2) 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成。

(注3) 各国の税率構造について、表中の課税期間においては、日本は7段階（5・10・20・23・33・40・45%）、米国は7段階（10・12・22・24・32・35・37%）、英国は3段階（20・40・45%）、フランスは5段階（0・11・30・41・45%）である。

(注4) 米国は個人単位と夫婦単位課税の選択制であり、フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。

(注5) 英国では、限界税率「0%超～10%以下」に含まれるものとして「給与所得等がなく配当所得に7.5%の税率が課されている者」が存在するが、英国政府の税務統計の整理上、「給与所得等がなく、利子所得に対して20%の税率が課されている者」と合わせた人数のみ公表されており、上表の「0%超～10%以下」には後者も含んだ割合を記載している。

(注6) ドイツは課税所得に応じて税率が連続的に変化するため、ブラケット別納税者数割合は不明。

(注7) 構成割合については、端数処理の関係で、合計値が一致しないことがある。